

## インボイス制度について

梅谷真司

令和5年10月1日から、消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。インボイス制度の下では、「インボイス発行事業者」（適格請求書発行事業者）が交付する「インボイス」（適格請求書）等の保存が、買い手の消費税の仕入れ税額控除の要件となります。売り手がインボイスを交付するためには、インボイス発行事業者として税務署の登録を受ける必要があります。その登録申請は現在すでに開始されており、制度開始時からインボイス発行事業者となるためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請が必要となっています。そこで本研修会では、インボイス制度の概要、申請書等の記載方法、また、今後の影響や対応すべき点などについてわかりやすく説明いたします。